各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の 一部改正について

医療用機器等の特別償却制度のうち、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備並びに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却制度の取扱いについては、「地域における医療提供体制の確保に資する整備の特別償却制度について」(平成31年3月29日付け医政発0329第39号厚生労働省医政局長通知)において示していたところです。

本日、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号。以下「改正法」という。) が公布され、令和5年4月1日に施行されます。

改正法の施行を踏まえ、上記通知について別添のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので、改正内容を御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等に御対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。